

第1回 神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会 次第

平成30年10月31日（水）
午前9時30分～
中播北部クリーンセンターセンターハウス会議室

1 開会

2 管理者挨拶

3 委員の委嘱式

4 委員及び事務局の紹介

5 議題

(1) 委員長・副委員長の選出について
～ 委員長へ諮問書の提出 ～

(2) 委員の役割について

(3) 会議の公開について

(4) 新施設建設候補地の選定について

- ① 神崎郡3町のごみ処理の現状とこれまでの経緯について
- ② 公募に基づく候補地と各町抽出の候補地について
- ③ 評価の方法・評価項目・評価基準について
- ④ 候補地評価のスケジュールについて

(5) その他

6 閉会

神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会 委員名簿

区分	所属団体・役職名等	氏名	町名
識見を有する者 (1名)	県立大学環境人間学部教授	山村 充	
地域住民代表 (6名)	区長会	桐月 利昭	神河町
		長尾 重則	市川町
		黒田 義孝	福崎町
	女性代表	藤原 奈美恵	神河町
		木村 孝子	市川町
		田中 初美	福崎町
神崎郡各町議會議員 (3名)	議会代表	廣納 良幸	神河町
		長尾 克洋	市川町
		富田 昭市	福崎町
関係行政機関の職員 (5名)	西播磨県民局環境参事	清水 伸一郎	
	姫路土木事務所まちづくり参事	植田 吉則	
	副町長	藤原 茂	市川町
		前田 義人	神河町
	総務課長	山下 健介	福崎町

事務局 (6名)	住民生活課 課長	高木 浩	神河町
	住民生活課参事兼防災特命参事	田中 晋平	神河町
	住民環境課 課長	坂本 和昭	市川町
	住民生活課 課長	谷岡 周和	福崎町
	事務局長	平岡 民雄	中播北部 行政事務組合
	課長補佐	井上 裕文	中播北部 行政事務組合



中北組 第 32 号
平成 30 年 10 月 31 日

神崎郡ごみ処理施設用地選定委員会
委員長 様

中播北部行政事務組合
管理者 山名宗惟



諮問書

神崎郡ごみ処理施設建設用地について、下記の事項を諮問いたします。

記

1 諒問事項

- (1) 候補地の評価方法に関すること。
- (2) 候補地の基礎評価・比較評価に関すること。
- (3) その他、用地選定において必要と認められること。

2 諒問の趣旨

現在、市川町と神河町のごみを処理しております「中播北部クリーンセンター」は、平成 15 年の稼働開始以来、地元の皆様の御理解と御協力をいただきながら、最長平成 40 年 3 月末までが稼働できる期間となっております。

また、福崎町においては姫路市と共同で「くれさかクリーンセンター」を稼働しておりますが、施設老朽化により平成 32 年度末をもって可燃ごみの焼却施設は稼働停止の予定です。

そのような中、神崎郡 3 町（神河町・市川町・福崎町）で将来に向け安全安心なごみ処理体制を維持していくために新たなごみ処理施設の整備計画を進めております。

新しい施設の建設については、その建設用地の確保が大きな課題であり、本年 5 月 1 日から 9 月末までの間、神崎郡 3 町の自治会を対象に建設候補地の公募を行いました。また、土地利用規制や地形等の観点から建設に適していると思われる土地を各町で抽出しております。これらの候補地の評価を専門的知識・経験の活用、民意の反映及び透明性の確保を図りながら、適切かつ円滑に進めるべく神崎郡ごみ処理施設用地選定委員会を設置させていただきました。

つきましては、上記の諒問事項について貴選定委員会の御意見を頂戴したく、お諮りするものです。

3 答申の時期

本年度（平成 30 年度）末を目途に答申をお願いします。

神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会設置要綱

平成 30 年 8 月 1 日

(設置)

第 1 条 神崎郡次期ごみ処理計画検討委員会で計画しているごみ処理施設の建設用地（以下「用地」という。）を選定するため、神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、その調査及び検討結果を中播北部行政事務組合管理者、市川町長、福崎町長、神河町長に報告する。

(1) 用地の評価、選定に関すること。

(2) その他必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者の中から中播北部行政事務組合管理者（以下管理者という。）が委嘱する。

(1) 議見を有する者

(2) 地域住民代表者

(3) 神崎郡各町議会議員

(4) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の任務が終了するまでとする。

2 委員に欠員が生じ、委員を補充する場合は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 名を置くものとし、委員の中から互選により選任する。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

ただし、委員会を初めて招集するときは中播北部行政事務組合管理者が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長は、必要に応じて会議に関係職員等を出席させ説明を求めるこ

とができる。

(委員の守秘義務)

第 8 条 委員及び委員以外の者は、職務上知り得た秘密及び事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れのある情報を漏らしてはいけない。

2 前項の規定は、任期が終了したのちも同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は中播北部行政事務組合に置く。

(補足)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営のために必要な事項は委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

資料2

会議の公開について（案）

神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会の会議の公開については、下記のとおりとする。

1 基本方針

- ① 委員会は公開を原則とする。
- ② 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営及び審議に支障が生ずると認められる場合は会議を非公開とする。

2 運用基準

- ① 公開・非公開は個々の審議内容に即して判断する。
- ② 会議録は公開とする。ただし、会議を非公開とした場合にあっては、委員長は会議録の全部又は一部を非公開とすることができる。
(プライバシー、個人名に関する箇所は削除する。)

3 傍聴定員

10名とする。

4 会議録記載事項

- ① 会議開催日時及び場所
- ② 出席した委員の氏名
- ③ 会議の概要

会議録の公開は神崎郡各町のホームページに掲載することにより行うものとする。

5 会議の傍聴要領

別紙のとおりとする。

会議の傍聴要領（案）

神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴される場合の手続き

- (1) 神崎郡ごみ処理施設建設用地選定委員会の会議を傍聴される方は、会議の開始時刻までに会議の会場受付にて住所氏名を記入し、傍聴の受付を行ってください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順とします。
- (3) 傍聴受付を済ませた方は、職員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に座ってください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は静かに傍聴すること。
- (2) むやみに離席しないこと。
- (3) 会議で発言しないこと。
- (4) 拍手その他の方法により、賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (5) 飲食、喫煙をしないこと。
- (6) 会議の写真撮影、録画、録音等は行わないこと。
- (7) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (8) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに退席すること。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では職員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合は注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席しなければならない。

4 その他

不明な点があれば職員にお問い合わせください。

神崎郡一般廃棄物処理施設建設候補地公募要領

はじめに

現在、市川町と神河町のごみを処理しております「中播北部クリーンセンター」は、平成15年の稼働開始以来、地元の皆様の御理解と御協力をいただきながら、最長平成40年3月末までが稼働できる期間となっております。

また、福崎町においては姫路市と共同で「くれさかクリーンセンター」を稼働しておりますが、施設老朽化により平成32年度末をもって可燃ごみの焼却施設は稼働停止の予定です。

そのような中、神崎郡3町（神河町・市川町・福崎町）で将来に向け安全安心なごみ処理体制を維持していくために新たなごみ処理施設の整備計画を進めることとなりました。

ごみ処理施設は住民生活に必要不可欠な施設ですが、ごみ処理というだけで迷惑施設と考えられる一面もあり、建設候補地の地元合意形成を図ることは容易なことではありません。

こうしたことから神崎郡3町ではごみ処理施設の整備について、建設候補地を広く募集することといたしました。

新しい施設のうち、可燃ごみの処理については「焼却施設」を建設する予定ですが、最近のごみ焼却施設は高度な燃焼技術と徹底した排ガス処理などにより環境負荷の低減が図られ、安全性にも十分配慮されたものとなっております。

建設用地の確保は神崎郡3町にとって重要かつ喫緊の課題であることを御理解いただき、応募について是非とも前向きに御検討いただきますようお願いいたします。

1. 新施設の概要（予定）

(1) 可燃ごみ焼却施設（熱エネルギー回収施設）

処理能力：40～45トン／日程度（1日24時間・年間280日稼働として）

可燃ごみを焼却処分し、発生する熱エネルギーを有効活用する。

※ 焼却方式・稼働体制等については、別途施設整備基本計画を策定し決定する。

(2) 不燃・粗大ごみ処理施設（リサイクルプラザ施設）

処理能力：8トン／日程度

粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみの処理・分別を行う。

2. 応募資格者

神河町、市川町、福崎町の行政区域内にあって、次の区分に該当する方

- ① 応募用地の区長による応募。
- ② 応募用地が複数の区にまたがる場合は、応募用地が該当するすべての区長による共同応募。

3. 応募の条件

(1) 神河町、市川町、福崎町の行政区域内の土地（町間をまたぐ土地は除く）で、以下のいずれの条件にも適合していること。

- ① 平地もしくは造成により20,000m²程度の用地が確保できること。
- ② 応募しようとする用地の当該区内における合意形成がなされていること。（応募用地

- が複数の区にまたがる場合は、用地が該当するすべての区の合意形成が必要。)
- ③ 応募用地の土地所有者の同意が得られること。またはその見込みがあること。
 - ④ 応募用地の隣接地の同意が得られること。またはその見込みがあること。
 - ⑤ 進入路の拡幅・新設等が想定される場合は、これに係る土地所有者の同意が得られる
こと。またはその見込みがあること。
 - ⑥ 応募用地が建設用地に決定した場合、当該土地は買取りとする。

(2) 施設の稼働期間 30年間を承諾いただくこと。また、状況により稼働延長の協議を行
っていただけすること。

(3) その他考慮頂きたい事項

- ① 幹線道路が近く、搬入路の確保が容易なこと。
- ② 法的規制がないか、あるいは規制解除が容易であること。
- ③ 貴重な動植物の生息する地域、貴重な植生群落のある地域でないこと。

4. 応募期間 平成30年5月1日～平成30年9月30日

5. 地域振興策の実施について

施設の建設を受け入れていただいた地元区には2億円を限度に地域振興交付金を交付し
ます。

交付の時期は施設本体の建設着工後としますが、詳細については別途協議。

6. 建設候補地募集から施設建設までのスケジュール

年度	30	31	32～34	35～36	37～39	40
公募期間	■					
候補地選定審査		■				
地元協議		■				
用地決定		■				
生活環境影響調査			■			
都市計画関連手続			■			
本体工事発注手続				■		
施設建設					■	
施設稼働						■

問合せ先 中播北部行政事務組合 TEL 0790-32-2888

神河町住民生活課 TEL 0790-34-0963

市川町住民環境課 TEL 0790-26-1011

福崎町住民生活課 TEL 0790-22-0560 (代表)

神崎郡一般廃棄物処理施設 建設候補地の選定（各町からの抽出）

1. 選定フロー

建設候補地の選定は、以下の流れで行いました。

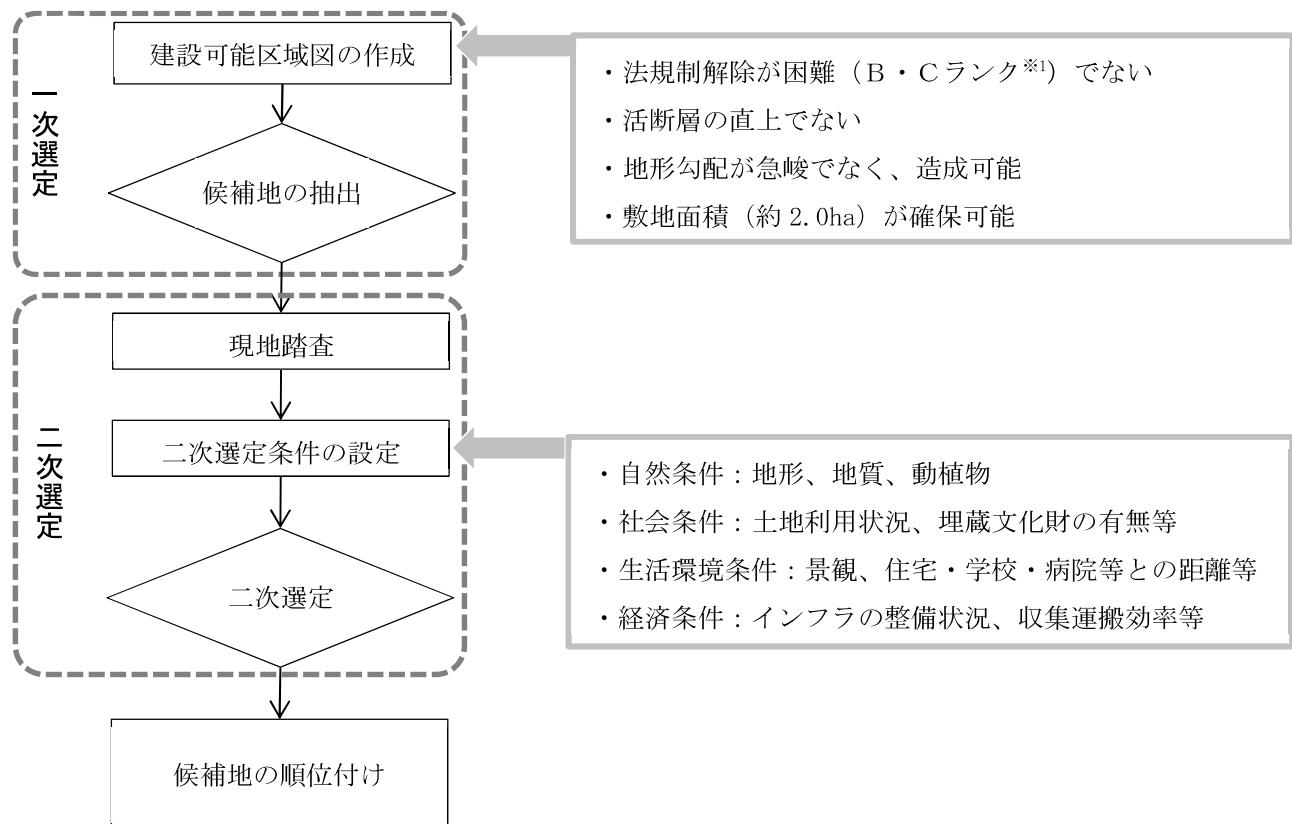


図1 選定フロー図

※1 土地利用上の法規制分類例（廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010改訂版（全国都市清掃会議））による。

Aランク：・開発規制の解除が当該市町村長の裁量の範囲で可能なもの

Bランク：・開発規制の解除に当たり都道府県知事の許可を要するもの
・国の許可を要するが手続きが比較的穏やかなもの

Cランク：・国の許可を要するもの
・重要な施設等で撤去および移設が物理的に困難なもの

表1 法規制等のランク

区分	項目	ランク
土地利用規制	公園・緑地・風致地区	Aランク
	農用地の指定	Bランク（農用地区域） Aランク（農業振興地域）
防災	地すべり防止区域	Bランク
	急傾斜地崩壊危険区域等	
	砂防指定地	Bランク
自然環境	都道府県立公園	Bランク
	国有林	Cランク
	保安林	Cランク
	鳥獣保護区・特別保護地区	Bランク
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物	Cランク

一次選定

(1) 建設可能区域図の作成

候補地選定の対象範囲である市川町、神河町、福崎町全域において、法律等による制約条件があり、建設候補地とすることが望ましくないと考えられる地域を除外するため、以下の除外条件をネガティブマップ（除外地域）として整理し、それ以外の地域を建設可能区域としました。

除外条件は、国・都道府県の許可が必要なため、規制解除が非常に困難または許可に一定の期間を要するもの、防災の観点からあらかじめ除外すべきものとしました。

表2 除外条件

該当項目	法律名
国有林	国有林野法
保安林	森林法
史跡・名勝・天然記念物	文化財保護法
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護及び狩猟に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律
砂防指定地	砂防法
県立自然公園	自然公園法
河川・湖沼	河川法
活断層	—

(2) 候補地の抽出

(1)による建設可能区域を対象に、地形勾配が急峻でなく、施設整備にあたって必要な敷地面積（約2.0ha）の平地が確保可能と考えられる候補地を抽出しました。

2. 二次選定

(1) 現地踏査

一次選定で抽出した候補地について、地図や航空写真では把握が困難な周辺状況、敷地内の様子等を確認するため、現地踏査を行いました。

確認事項は以下のとおりです。

- ・ 敷地面積確保の難易度：敷地面積（約 2.0ha）分の平地が確保可能か、または地形が急峻でなく造成可能な地形か
- ・ 障害物の有無：敷地内に、施設整備にあたって障害となるような鉄塔や建物、廃棄物等が存在しないか
- ・ 搬入路確保の難易度：敷地までの搬入路は整備されているか、幅員は十分か（大規模な道路整備が必要か）
- ・ 周辺状況：施設整備による交通量増加等の影響を避けるべき住宅、学校、病院等が近隣に存在しないか

(2) 二次選定条件の設定

二次選定では、施設整備にあたって考慮すべき自然条件、社会条件、生活環境条件、経済条件について評価項目を設定し、評価基準に基づく評価を行いました。

表3 二次選定条件（評価項目・評価基準）

区分	No	項目	評価の考え方	根拠資料	評価基準		
					◎	○	△
自然条件	1	地形	できるだけ平坦地であることが望ましい。	・国土地理院地図	最大値と最小値の間を3等分して設定		
	2	地質	軟弱地盤でないことが望ましい。	・5万分の1都道府県土地分類基本調査（国交省国土政策局 国土情報課）	軟弱地盤に該当しない	一部が軟弱地盤に該当する	軟弱地盤に該当する
	3	希少な動植物の保全	自然環境保全地域等に指定されていないことが望ましい。	・兵庫県 環境の保全と創造に関する条例に基づく指定地域 ・鳥獣保護区	自然環境保全地域等に指定されていない	一部が自然環境保全地域等に指定されている	自然環境保全地域等に指定されている
社会条件	4	土地利用状況	都市計画にて、白地もしくは工業系の指定地であることが望ましい。	・中播都市計画（福崎町）総括図	工業系の指定地に指定されている	指定なし（白地）	工業系以外の用途地域に指定されている
	5	農地利用状況	農業振興地域または農用地区域に指定されていないことが望ましい。	・各町農業振興地域 地図	農業振興地域に指定されていない	農業振興地域に指定されている	農用地区域に指定されている
	6	埋蔵文化財の有無	埋蔵文化財の包蔵地に指定されていないことが望ましい。	・福崎町第5次総合計画資料編（遺跡・埋蔵文化財の状況） ・兵庫県遺跡地図（埋蔵文化財保護の手引き）	埋蔵文化財包蔵地に指定されていない	一部が埋蔵文化財包蔵地に指定されている	埋蔵文化財包蔵地に指定されている
	7	同種施設との位置関係	同地区内に、一般廃棄物処理施設、し尿処理施設等がないことが望ましい。	・国土地理院地図 ・グーグルマップ等による確認	地区内に同種施設がない	—	地区内に同種施設がある
生活環境条件	8	景観の保全	景観形成地区等に指定されていないことが望ましい。	・兵庫県景観形成条例	景観形成地区等に指定されていない	一部が景観形成地区等に指定されている	景観形成地区等に指定されている
	9	住宅までの距離	敷地から住宅までの距離ができるだけ遠い方が望ましい。	・現地踏査結果	最大値と最小値の間を3等分して設定		
	10	学校・福祉施設・病院からの距離	敷地から学校・福祉施設・病院までの距離ができるだけ遠い方が望ましい。	・国土数値情報（国交省国土政策局国土情報課） ・グーグルマップ等による確認	1km圏内に学校等が存在しない	500m圏内に学校等が存在しない	500m圏内に学校等が存在する
	11	宅地造成工事規制状況	宅地造成工事規制区域に指定されていないことが望ましい。	・兵庫県 宅地造成工事規制区域図	宅地造成工事規制区域に指定されていない	一部が宅地造成工事規制区域に指定されている	宅地造成工事規制区域に指定されている
	12	土砂災害・水害に対する安全性	土砂災害や水害による想定被害が小さいことが望ましい。	・市川町洪水ハザードマップ ・神河町防災ハザードマップ（H29.6改訂版） ・福崎町防災マップ（H26.3） ・兵庫県CGハザードマップ	想定被害はない	想定被害は小さい	想定被害は大きい
経済条件	13	インフラの整備状況	上下水道等の引込が容易な方が望ましい。	・各町上下水道配管図	最大値と最小値の間を3等分して設定		
	14	搬入路の確保	主要幹線道路からの距離が短く、拡幅等の整備の必要性ができるだけ少ないことが望ましい。	・国土地理院地図 ・現地踏査結果	最大値と最小値の間を3等分して設定		
	15	収集運搬効率	各町の人口重心からできるだけ近い方が望ましい。	・平成27年度 国勢調査	最大値と最小値の間を3等分して設定		
その他	16	周辺市町との距離	隣接する周辺市町との境界から遠い方が望ましい。	・国土地理院地図	最大値と最小値の間を3等分して設定		
	17	敷地面積の確保	必要な敷地面積の確保が容易な方が望ましい。	・国土地理院地図（想定敷地範囲による）	2.0haより大きい	1.5~2.0ha	1.5ha未満
	18	障害物等の有無	敷地内に障害物等（既存建築物、高压線等）のないことが望ましい。	・現地踏査結果 ・航空写真	障害物等はない	障害物等はあるが、影響は小さい	障害物があり、影響が大きい

各評価項目に対する評価方法（案）

資料5

1. 評価のパターン

2.1 基礎評価

候補地の状況を「評価基準」に当てはめて候補地の基礎的な条件を確認する。

2.2 比較評価

① 定量・絶対評価

数値で表わせる項目に対し、候補地の状況を「法規制や一定の基準等を根拠にした評価基準」に当てはめて得点を決定する。

② 定量・相対評価

数値で表わせる項目に対し、候補地の状況（値）を計算式に代入して得点を算出する。

最も優れた候補地を満点とし、その「最も優れた候補地との乖離」に比例して他の候補地の得点を算出する。

③ 定性・絶対評価

数値で表わせない項目に対し、候補地の状況を「法規制や一定の基準等を根拠にした評価基準」に当てはめて得点を決定する。

※定性・相対評価は設定していない

2. 各評価項目に対する評価方法（案）

2.1 基礎評価

(1) 活断層との位置関係

＜評価の考え方＞

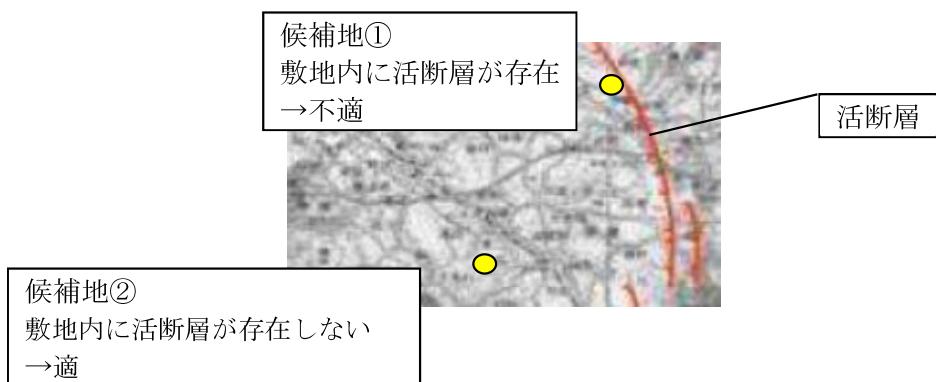
断層のずれが発生した場合、断層の隣接地の構造物等に多大な被害が生じるため、敷地内に活断層が存在しない候補地とする。

＜設定根拠等＞

敷地内に活断層が存在する場合は、地震対策の強化や施設を活断層から離すなど、施設整備に制限が発生するため。

評価	評価基準	判断基準・方法
適	敷地内に活断層が存在しない	「日本の活断層」、「近畿の活断層」、「活断層データベース」に記載されている活断層と敷地の位置関係を調査する。
不適	敷地内に活断層が存在する	

(例)



(2) 災害関連法の指定の有無

＜評価の考え方＞

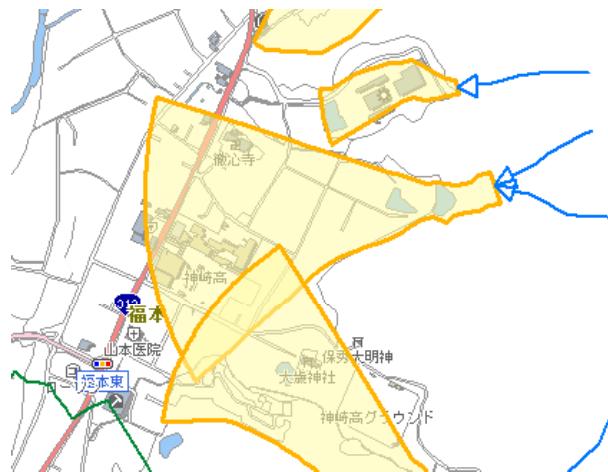
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、洪水浸水想定区域、河川保全区域といった、法令に基づいて指定された区域に該当しない候補地とする。

＜設定根拠等＞

法令に基づいて指定されている自然災害の危険性が高い区域は、安全性を確保するための対策が必要であるため。

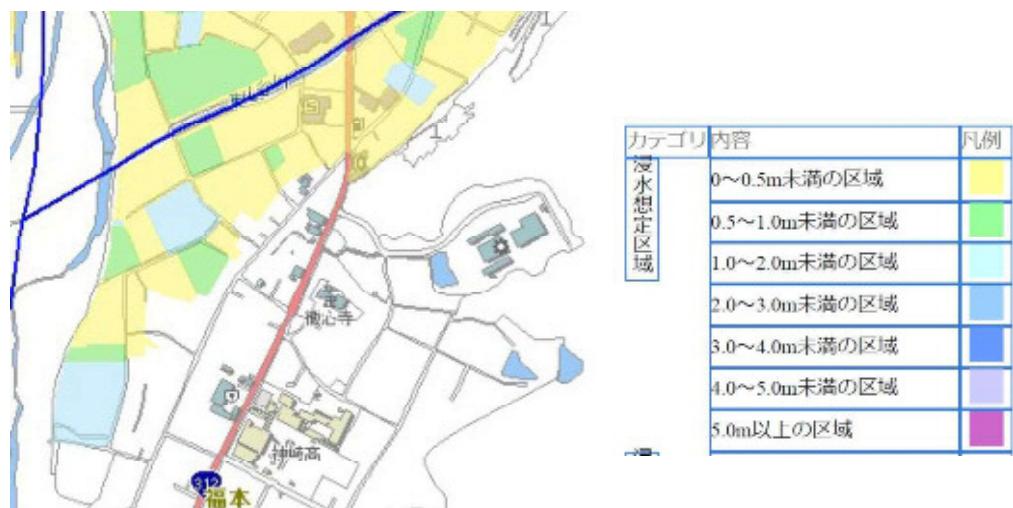
評価	評価基準	判断基準・方法
適	該当しない	「兵庫県 CG ハザードマップ」において、上記の指定状況を確認する。
不適	該当する	

(例) 土砂災害警戒区域



出典：兵庫県 CG ハザードマップ（黄色枠：土砂災害警戒区域）

(例) 洪水浸水想定区域



出典：兵庫県 CG ハザードマップ

(3) 敷地の形状

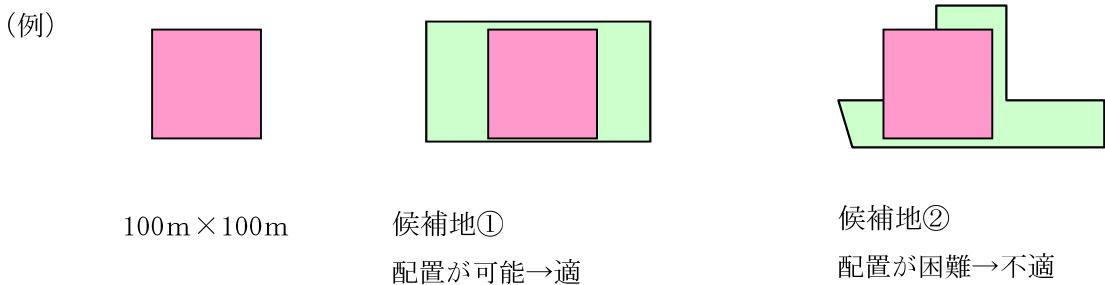
<評価の考え方>

100m×100m の四角形の配置が可能な候補地とする。

<設定根拠等>

施設配置への制限により、建設費が増加するおそれがあるため。

評価	評価基準	判断基準・方法
適	100m×100m の四角形の配置が可能	現時点の想定において概ね必要とされる施設面積から、100m×100m の四角形の配置が容易であるかを目安とする。
不適	100m×100m の四角形の配置が困難	



(4) 敷地の面積

<評価の考え方>

施設の配置に向けて、平地もしくは造成により 20,000 m²程度の用地が確保できる候補地とする。

<設定根拠等>

施設配置に十分な敷地面積を確保することで、多様な施設配置や緑地帯など自然を取り入れた環境整備が可能となるため。

評価	評価基準	判断基準・方法
適	平地もしくは造成により 20,000 m ² 程度の用地が確保できる	
不適	平地もしくは造成により 20,000 m ² 程度の用地が確保できない	候補地の面積を確認し評価基準に当てはめる。

評価基準の根拠：募集要項では、応募の条件を「平地もしくは造成により 20,000 m²程度の用地が確保できること。」としている。

2.2 比較評価

(5) 地盤の軟弱度 評価パターン： ③定性・絶対評価

<評価の考え方>

地質図調査等により、軟弱地盤ではない方を優先する。

<設定根拠等>

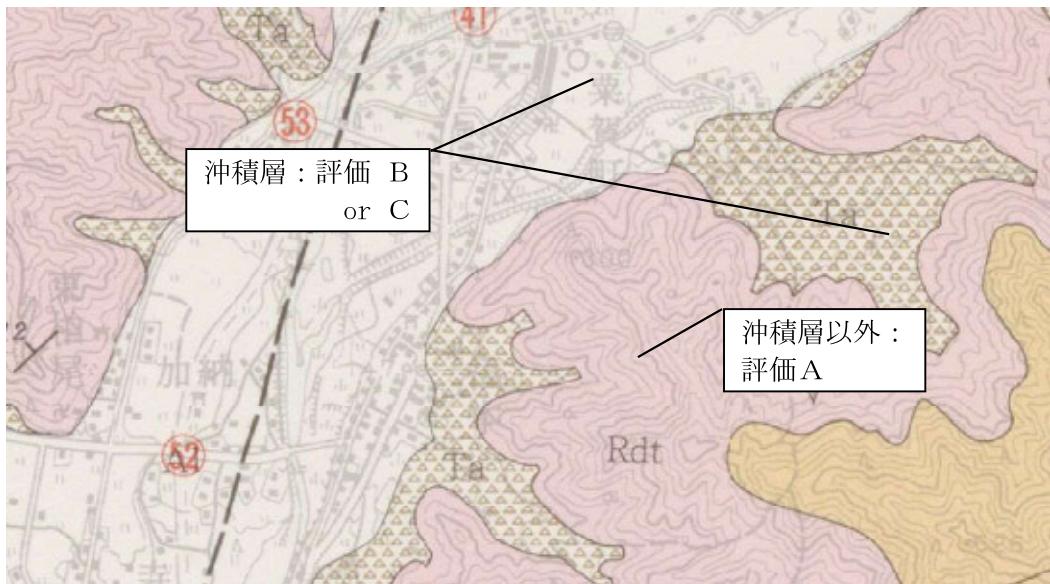
軟弱地盤は地震時に液状化するおそれがあるとともに、施設整備にあたって不等沈下対策が必要となるため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	軟弱地盤ではなく、支持力の確保が可能	「5万分の1都道府県土地分類基本調査表層地質図」において、候補地が沖積層とされていない場合はAとする。候補地が沖積層とされている場合は、「沖積層等厚線図」において、沖積層が 30mよりも浅い場合（第2種地盤）はB、沖積層が 30mよりも深い場合（第3種地盤）はCとする。
B	軟弱地盤ではないが、支持力の確保に課題がある	
C	軟弱地盤であり、支持力の確保は難しい	

評価基準の根拠：「地盤が著しく軟弱な区域を定める基準」として、第3種地盤（腐植土、泥土その他これらに類するもので大部分が構成されている冲積層(盛土がある場合においてはこれを含む。)で、その深さがおおむね三十メートル以上のもの、沼沢、泥海等を埋め立てた地盤の深さがおおむね三メートル以上であり、かつ、これらで埋め立てられてからおおむね三十年経過していないもの又は地盤周期等についての調査若しくは研究の結果に基づき、これらと同程度の地盤周期を有すると認められるもの）が挙げられているため。

出典：昭和55年建設省告示 第1793号

(例)



出典：5万分の1都道府県土地分類基本調査表層地質図

※一般的に、第四紀冲積世（＝完新世、現世、後氷期、1万年前ないし現在）に堆積した地層を「冲積層」と呼ぶ。

(6) 危険地域の設定の有無 評価パターン：③定性・絶対評価

＜評価の考え方＞

山地災害危険地区（山腹崩壊危険地、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）、山地災害危険区域、土砂災害危険箇所に指定されていない方を優先する。

＜設定根拠等＞

上記に指定されている区域は、自然災害の危険性が高く、安全性を確保するための対策が必要であるため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	該当しない	「兵庫県 CG ハザードマップ」において、上記の指定状況を確認する。
B	該当するが影響は軽微	
C	該当する	

評価基準の根拠：土砂災害特別警戒区域に指定されている場合は建築基準法施行令第 80 条の 3 が適用され、国土交通大臣が定める構造方法を用いる等といった建築制限を受けるため。

(7) 自然環境保全関連法令に係る許認可の容易性 評価パターン：③定性・絶対評価

＜評価の考え方＞

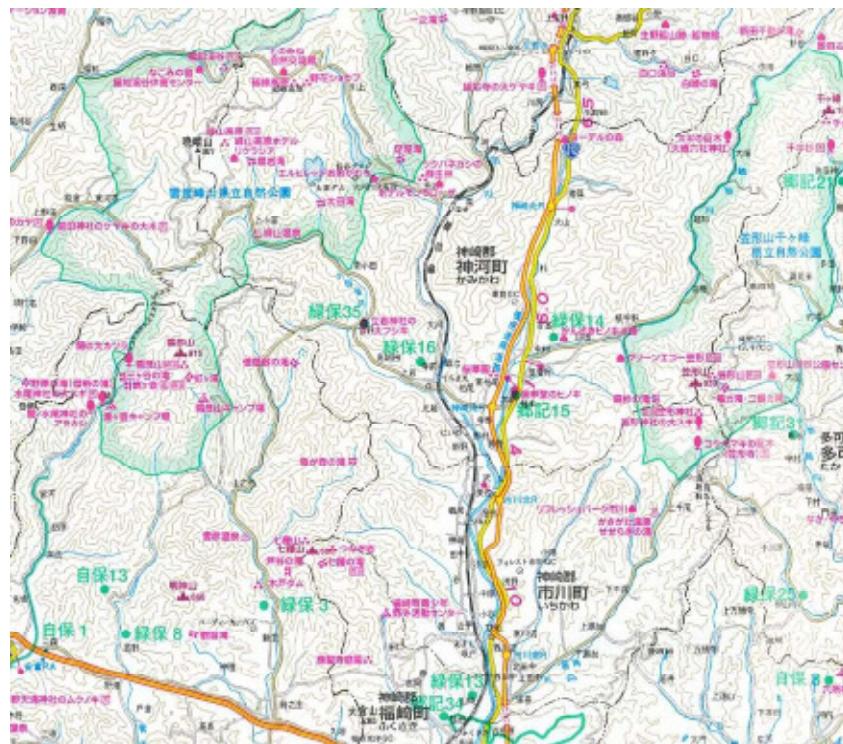
緑地環境保全地域、風致地区等に指定されていない方を優先する。

＜設定根拠等＞

自然環境保全や森林機能の維持・活用、鳥獣保護に向けて保守していくことが望ましい土地であることから、配慮が必要なため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	該当しない	緑地環境保全地域、風致地区、緑地保全地区等の指定状況を確認する。
B	該当するが影響は軽微	
C	該当する	

(例)



兵庫県自然環境保全地域

(8) その他重要な自然環境の有無 評価パターン：③定性・絶対評価

＜評価の考え方＞

重要な動植物等の生息域（鳥獣保護区、希少動植物の保護区等）がない方を優先する。

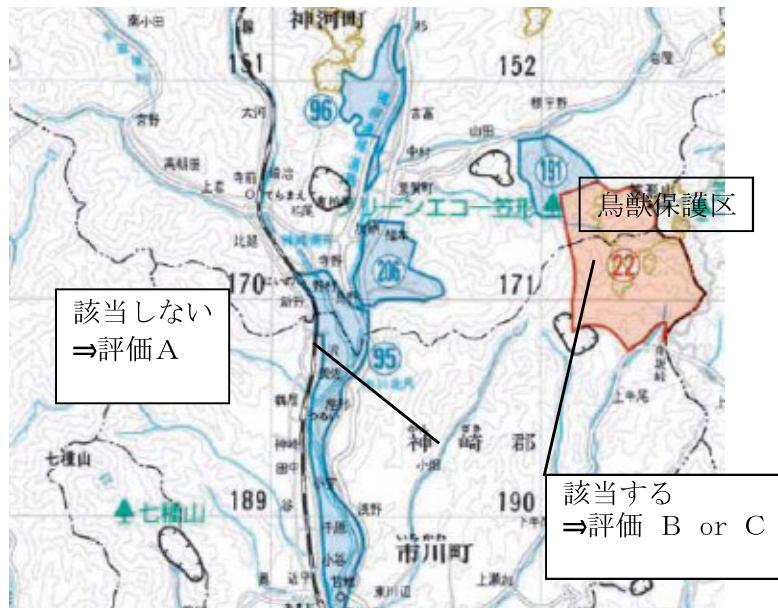
＜設定根拠等＞

自然環境保全や森林機能の維持・活用、鳥獣保護に向けて保守していくことが望ましい土地であることから、配慮が必要なため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	該当しない	「鳥獣保護法」における「鳥獣保護区」の指定状況を確認する。
B	該当するが影響は軽微	
C	該当する	

評価基準の根拠：環境省レッドリストおよび兵庫県レッドデータブックの掲載種（貴重種など）の生息分布域を判断基準に盛り込むことを検討したが、上記の資料では貴重種などの生息分布域を図示しておらず、候補地が生息域に該当しているかを正確には判断できないことから判断基準から除外した。

(例)



出典：兵庫県鳥獣保護区等位置図（H29）

(9) 指定文化財、埋蔵文化財の有無 評価パターン：③定性・絶対評価

<評価の考え方>

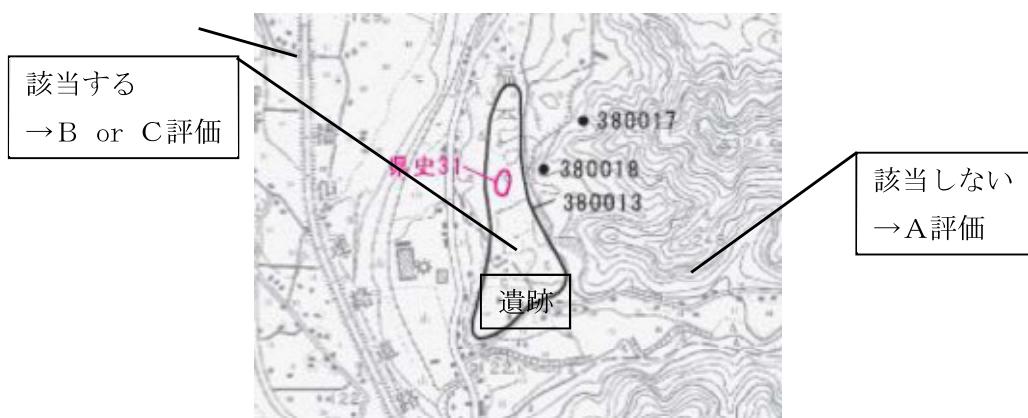
文化財関係法等の指定がない方を優先する。

<設定根拠等>

地域の歴史・文化を継承していくために、将来にわたって保守していくことが望ましいため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	該当しない	
B	該当するが影響は軽微	
C	該当する	各町の文化財情報（例：兵庫県立考古博物館HPなど）において遺跡などに指定されている区域に該当しているかを確認する。

(例)



出典：兵庫県立考古博物館 HP

(10) 農業振興地域農用地区域の指定状況 評価パターン：③定性・絶対評価

<評価の考え方>

農用地区域に指定されていない方を優先する。

<設定根拠等>

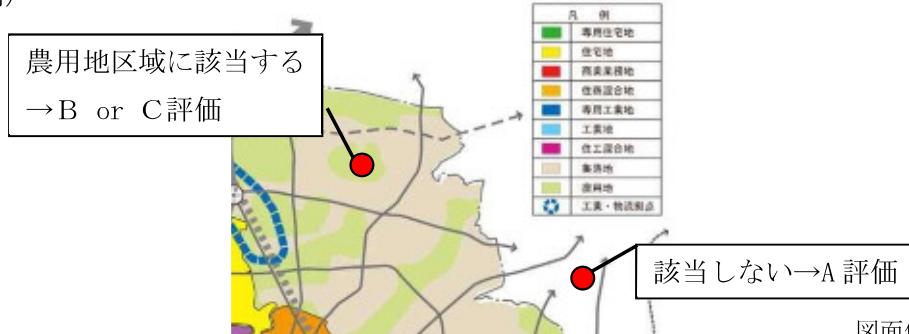
総合的な農業の振興を目指し、農用地等として利用を確保すべき土地と定められているため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	該当しない	各町の「農用地利用計画図」や「土地利用計画図」などにおいて、上記の指定状況を確認する。
B	該当するが除外は可能	
C	該当し、除外が困難	

評価基準の根拠：農用地区域に指定した土地は、原則としてその用途以外の目的に使用することはできないため。（農業以外の用途に利用する場合は、除外申請が必要）

出典：農業振興地域の整備に関する法律

(例)



図面作成に使用：一宮市 HP

(11) 障害物の有無 評価パターン：③定性・絶対評価

<評価の考え方>

施設建設に支障のある障害物がない方を優先する。

<設定根拠等>

障害物がある場合、施設配置や建設時に支障があるおそれがあるため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	敷地内に障害物がない	障害物の種類や形状などを考慮し、個別に判断をする。 障害物の例：鉄塔、送電線など
B	敷地内に障害物があるが、影響は軽微	
C	敷地内に障害物があり、影響が大きい	

(例)



敷地内に障害物があるが影響は軽微
→B評価



敷地内に障害物があり、影響が大きい
→C評価

写真引用：<http://60tetto-homerun.at.webry.info/>

(12) 造成費及び用役整備費 評価パターン：②定量・相対評価

<評価の考え方>

概算造成費、用役（電気・用水・排水）整備費（概算）が安価な方を優先する。

<設定根拠等>

施設建設を進める上で、造成費及び用役整備費は安価な方が望ましいため。

評価	評価基準	判断基準・方法
点数＝配点×最も安価な候補地の 造成・用役整備費÷当該候 補地の造成・用役整備費		以下の造成費及び用役整備費を合計し、左記の式に當て はめる。（案） 造 成 費：敷地内の平地確保に要する造成費 電気整備費：引き込みに要する負担金等 用水整備費：引き込みに要する整備費 排水整備費：放流水路への接続に要する整備費

(13) 用地取得費 評価パターン：②定量・相対評価

<評価の考え方>

取得予定面積と用地単価から用地取得概算費用を算定し、安価な方を優先する。

<設定根拠等>

施設建設を進める上で、土地取得費は安価な方が望ましいため。

評価	評価基準	判断基準・方法
点数=配点×最も安価な候補地の用地取得概算費用÷当該候補地の用地取得概算費用		(案) 路線価を基に用地取得概算費用を算定し、左記の式に当てはめる。

(14) 道路整備費 評価パターン：②定量・相対評価

<評価の考え方>

候補地の道路整備費用（概算）が安価な方を優先する。

<設定根拠等>

施設建設を進める上で、道路整備費は安価な方が望ましいため。

評価	評価基準	判断基準・方法
点数=配点×最も安価な候補地の道路整備費÷当該候補地の道路整備費		(案) 取付道路、必要な拡幅等の整備費基に道路整備費を算定し、左記の式に当てはめる。

(15) 収集運搬効率 評価パターン：②定量・相対評価

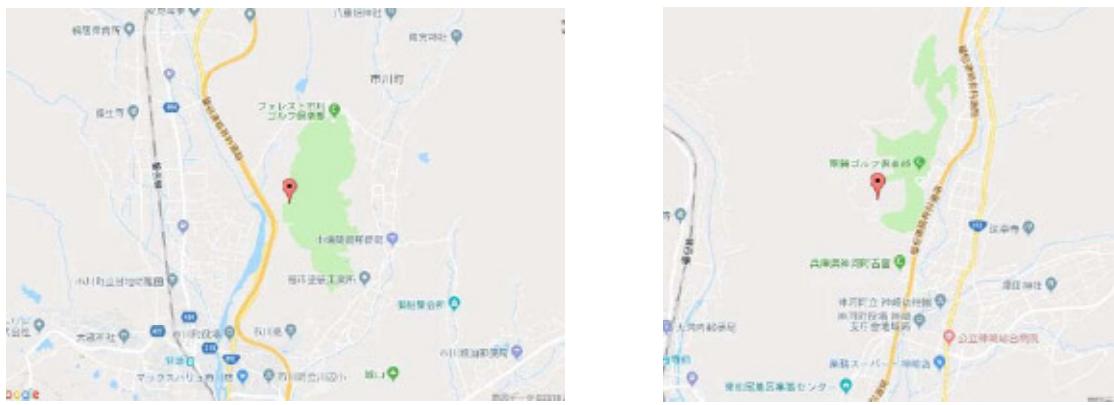
<評価の考え方>

収集運搬効率がよい（各町の人口重心との直線距離及び人口比率を考慮した値が小さい）方を優先する。

<設定根拠等>

ごみ収集運搬経費は安価な方が望ましいため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	点数=配点×最も値が小さい候補地の値÷当該候補地の値	以下の式によって収集運搬効率を算出し、左記の式に代入する。 なお、収集運搬効率の値は小さいほど効率が良いことを表わす。 (候補地から市川町の人口重心までの直線距離) × (人口割合) + (候補地から神河町の人口重心までの直線距離) × (人口割合) + (候補地から福崎町の人口重心までの直線距離) × (人口割合)
B		※人口割合 各町の人口/3町の人口の合計 (43,200人) <各町の人口> 市川町：約12,300人 神河町：約11,500人 福崎町：約19,400人
C		



市川町人口重心

神河町人口重心



福崎町人口重心

各町の人口重心（緯度・経度）

市川町	東経 134 度 46 分 12.49 秒 北緯 35 度 00 分 09.16 秒
福崎町	東経 134 度 45 分 31.20 秒 北緯 34 度 57 分 10.91 秒
神河町	東経 134 度 45 分 59.64 秒 北緯 35 度 04 分 47.59 秒

各町の人口重心（平成 27 年度国勢調査結果より）

(例)

候補地名	自治体名	人口重心までの直線距離 (km)	人口割合 (概算)	収集運搬効率
候補地①	市川町	5.4	28.47%	1.53738
	神河町	3.2	26.62%	0.85184
	福崎町	10.2	44.91%	4.58082
	合計			5.43266
候補地②	市川町	16.6	28.47%	4.72602
	神河町	8.1	26.62%	2.15622
	福崎町	1.6	44.91%	0.71856
	合計			6.88242

配点が 4 点の場合、 $4 \times 5.43 \div 6.88 = 3.16$ となり、

候補地①の得点は 4 点、候補地②の評価は 3.16 点となる。

(16) 都市計画区域の指定状況 評価パターン：③定性・絶対評価

<評価の考え方>

住宅系の用途地域、商業系の用途地域を避け、工業系の用途地域や市街化調整区域等を優先する。

<設定根拠等>

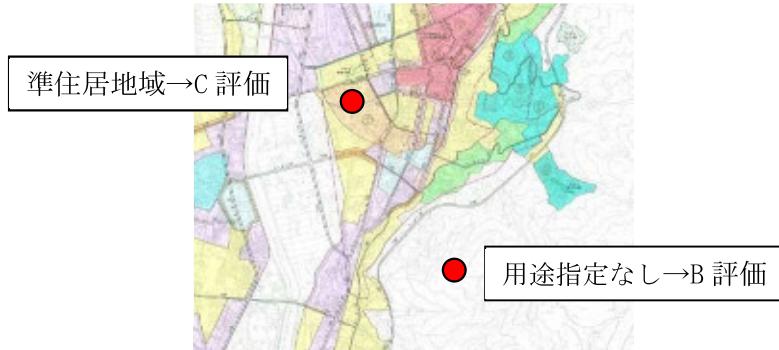
法令に係る許認可等に伴い、事業スケジュールが遅延するおそれがあるため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	工業系の用途地域に指定	各町の「土地利用計画図」などにおいて、用途指定を確認する。
B	用途指定なし	
C	住宅系、商業系の用途地域に指定	

評価基準の根拠：「都市計画運用指針」において、ごみ焼却場の立地について、市街化区域が指定されている区域においては、工業系用途地域に設置することが望ましいとされているため。

参考：都市計画運用指針 第8版（国土交通省）

(例)



図面作成に使用：諏訪市都市計画図

(17) 住宅との位置関係 評価パターン：①定量・絶対評価

<評価の考え方>

敷地境界から直近の住宅までの直線距離が遠い方を優先する。

<設定根拠等>

施設整備時及び稼働時における騒音・振動等の影響や、ごみ処理施設に対する住民感情に配慮するため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	半径300m以内に存在しない	「国土地理院地図」などをを利用して、直近の住宅までの直線距離を計測し、評価基準にあてはめる。
B	半径100m～300mに存在	
C	半径100m以内に存在	

評価基準の根拠：現在の中播北部クリーンセンターと直近の住宅までの距離が約300mであるため、これを基準とした。

(例)



(18) 教育・医療福祉施設との位置関係 評価パターン：①定量・絶対評価

＜評価の考え方＞

教育・医療福祉施設（小学校・中学校・養護学校、病院、診療所（入院施設を有するもの）、幼稚園、保育園、児童館、子育てセンター、福祉センター、高齢者養護施設）への来館・通学等に対して予想される影響の小さい方を優先する。

＜設定根拠等＞

施設整備時及び稼働時における騒音・振動や来館・通学者等に対する搬出入車両の影響に配慮するため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	半径 300m 以内に存在しない	「国土地理院地図」などを利用して、直近の教育・医療福祉施設までの直線距離を計測し、評価基準にあてはめる。
B	半径 100m～300m に存在	
C	半径 100m 以内に存在	

評価基準の根拠：現在の中播北部クリーンセンターと直近の住宅までの距離が約 300m であるため、これを基準とした。

(19) 土地所有者 評価パターン：②定量・相対評価

＜評価の考え方＞

土地所有者が少ない方を優先する。

＜設定根拠等＞

土地所有者数が少ないと、土地購入等の各種手続き等が容易となる。特に共同名義の土地や所有者が亡くなっている場合、また各種権利設定等のある土地は取得が非常に煩雑となり、事業スケジュールに影響が出るおそれがあるため。

評価	評価基準	判断基準・方法
点数＝配点×最も少ない候補地の土地所有者数 ÷当該候補地の土地所有者数		土地所有者数を左記の式に代入して算出する。

(例)

最も少ない候補地①の土地所有者数が 10 (人) 、候補地②の土地所有者数が 16 (人) 、配点が 4 点であった場合、

$$4 \times 10 \div 16 = 2.5 \quad \text{となり、}$$

候補地①の得点は 4 点、候補地②の評価は 2.5 点となる。

(20) 地域における合意状況 評価パターン：①定量・絶対評価

＜評価の考え方＞

施設の建設について、区民の同意がある候補地を優先する。

＜設定根拠等＞

地域における合意形成は事業実施に不可欠であるため。

評価	評価基準	判断基準・方法
A	区民の同意がある	
B	—	
C	区民の同意がない	自治会の議事録等を提出していただき、区民の同意状況を確認する。

災害関連法の指定について

1. 法令に基づく指定（案：基礎評価の項目とする）

1.1 土砂災害防止法に基づく指定（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）

土砂災害警戒区域は、国土交通省が設けた地形などの基準に沿ってリストアップした「土砂災害危険箇所」の中から都道府県が定めたもので、より危険性が高いと判断された区域は「特別警戒区域」に指定されます。土砂災害警戒区域は開発行為等の規制がありませんが、土砂災害特別警戒区域は規制があります。

(1) 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

開発行為等は規制されませんが、宅地建物取引業者は当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

(2) 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

1.2 砂防法に基づく指定（砂防指定地）

砂防指定地は、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した区域で、土地の造成や建物の建築などの一定行為を行うには、兵庫県知事の許可が必要です。

1.3 地すべり等防止法に基づく指定（地すべり防止区域）

地すべり防止区域は、現に地すべりが発生している区域または発生する恐れが大きい区域でかつ公共の利害に密接な関係があるとして指定を受けた区域をいいます。土地の造成や建物の建築などの一定行為を行うには、兵庫県知事の許可が必要です。

1.4 急傾斜地法に基づく指定（急傾斜地崩壊危険区域）

急傾斜地崩壊危険区域は、傾斜度が 30 度以上である土地に設定される区域で、土地の造成や建物の建築などの一定行為を行うには、兵庫県知事の許可が必要です。

1.5 水防法に基づく指定（洪水浸水想定区域）

洪水浸水想定区域は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のことです。開発行為等の規制はありません。

1.6 河川保全区域

河川区域に隣接する一定の区域で、堤防や護岸、水門等の河川管理施設を保全するために河川管理者の指定によって一定の行為が制限されます。河川管理者は、一級河川では国土交通大臣、二級河川では都道府県知事、準用河川については市町村長となります。

2. 法令に基づかない指定（案：比較評価の項目とする）

以下の地区等は、法令に基づいて指定されたものではなく、開発行為等の規制はありません。

2.1 山地災害危険地区

山地災害危険地区は、地質や地形等から一定の基準以上の危険度であると判定した地区のこととで、災害の発生形態等によって「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分されます。

2.2 山地災害危険区域

山地災害危険区域は、上記の山地災害危険地区と被害想定区域の両方をまとめて表示した区域のことです。

2.3 土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所は、国土交通省（当時は建設省）の調査要領・点検要領により都道府県が実施した調査で判明した土砂災害のおそれがある箇所を図上から想定した箇所です。

指定状況	法令に基づく指定	開発行為等についての規制	所管官庁
土砂災害警戒区域	○	無	国土交通省
土砂災害特別警戒区域	○	有 (都道府県知事の許可が必要)	国土交通省
砂防指定地	○	有 (都道府県知事の許可が必要)	国土交通省
地すべり防止区域	○	有 (都道府県知事の許可が必要)	国土交通省
急傾斜地崩壊危険区域	○	有 (都道府県知事の許可が必要)	国土交通省
洪水浸水想定区域	○	無	国土交通省
河川保全区域	○	有 (河川管理者の許可が必要)	国土交通省 兵庫県 各町長
山地災害危険地区 ・山腹崩壊危険地 ・崩壊土砂流出危険地区 ・地すべり危険地区	×	無	林野庁
山地災害危険区域	×	無	兵庫県
土砂災害危険箇所	×	無	兵庫県

建設用地選定委員会 スケジュール(案)

委員会等の名称	開催日(予定)	内容	平成30年度											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1 選定委員会 第1回選定委員会	10月31日(水)	公募 委嘱状の交付 これまでの経緯についての説明 評価方法等の検討 評価のスケジュールについて 等								●				
		第2回選定委員会	11月27日(火)							●				
		第3回選定委員会	12月 日()							●				
		第4回選定委員会	1月 日()							●				
		第5回選定委員会	2月 日()							●				
		第6回選定委員会	3月 日()	予備							● (予備)			
2 事務局		スケジュール(案)の作成 評価方法(案)の作成 評価項目(案)の作成 スケジュール・評価方法・評価項目の修正 現地確認準備 各候補地の採点準備							→	→	→	→	→	→

候補地評価調書（案）

候補地名：〇〇町△△区

1 基礎評価

視点	No.	評価項目	評価の考え方	適合判断基準	評価	備考
安全性	1	活断層との位置関係	断層のずれが発生した場合、構造物等に多大な被害が生じるため、地震災害の危険性が高い場所での立地は避ける。	敷地内に活断層が存在するか否か。		
	2	災害関連法の指定の有無	以下の指定地区に指定されていないか。 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・砂防指定地 ・地すべり防止区域 ・土砂流出危険区域 ・崩壊土砂流出危険区域 ・災害危険区域 ・重要水防区域	該当するか否か。		
用地の状況	3	敷地の形状	施設全体の配置のため一定の敷地幅が必要である。 (100m×100mの四角形の配置が可能か。)	配置が可能か、困難か。		
	4	敷地の面積	施設全体の配置のため一定の敷地面積が必要である。 (平地もしくは造成により20,000m ² 程度の用地が確保できるか。)	面積確保が可能か、困難か。		

候補地評価調書（案）

候補地名：○○町△△区

2 比較評価

視点	No	評価項目	配点	評価点数			得点	備考
				A	B	C		
候補地の現況に関する視点 20点	5	地盤の軟弱度	5点	軟弱地盤ではなく、支持力の確保が可能 5点	軟弱地盤ではないが支持力確保に課題がある 3点	軟弱地盤で、支持力の確保が難しい 1点		
	6	危険地域の設定の有無	5点	該当しない 5点	該当するが影響は軽微 3点	該当する 1点		
	7	自然環境保全関連法令に係る許認可の容易性	3点	該当しない 3点	該当するが影響は軽微 2点	該当する 1点		
	8	その他重要な自然環境の有無	2点	該当しない 2点	該当するが影響は軽微 1.5点	該当する 1点		
	9	指定文化財、埋蔵文化財の有無	3点	該当しない 3点	該当するが影響は軽微 2点	該当する 1点		
	10	農業振興地域農用地区域の指定状況	2点	該当しない 2点	該当するが除外は可能 1.5点	該当し除外が困難 1点		
	11	障害物の有無	5点	障害物がない 5点	障害物はあるが影響は軽微 3点	障害物があり影響が大きい 1点		
	12	造成費及び用役整備費	5点	点数=配点×最も安価な候補地の造成・用役整備費 ÷当該候補地の造成・用役整備費				別紙1にて算出
	13	用地取得費	5点	点数=配点×最も安価な候補地の用地取得費 ÷当該候補地の用地取得費				別紙2にて算出
	14	道路整備費	5点	点数=配点×最も安価な候補地の道路整備費 ÷当該候補地の道路整備費				別紙3にて算出
財政に関する視点 25点	15	収集運搬効率	5点	点数=配点×最も値が小さい候補地の値 ÷当該候補地の値				別紙4にて算出
	16	都市計画区域の指定状況	5点	工業系の用途地域に指定 5点	用途指定なし 3点	住宅系の用途地域に指定 1点		
	17	住宅との位置関係	10点	半径300m以内に存在しない 10点	半径100m～300mに存在 5点	半径100m以内に存在 1点		
	18	教育・医療福祉施設との位置関係	10点	半径300m以内に存在しない 10点	半径100m～300mに存在 5点	半径100m以内に存在 1点		
	19	土地所有者	10点	点数=配点×最も少ない候補地の土地所有者数 ÷当該候補地の土地所有者数				別紙5にて算出
周辺する環境視点に 25点	20	地域における合意状況	20点	区民の同意がある 20点	—	区民の同意がない —		
	合 計		100点					

別紙1

各候補地の造成費・用役整備費の評価点算定（案）

候補地	配点	最も安価な候補地の造成費 ・用役整備費 (千円)	当該候補地の造成費 ・用役整備費 (千円)	得点	備考
○○町△△区				#DIV/0!	
□□町▽▽区				#DIV/0!	
◇◇町◆◆区				#DIV/0!	
○○町▲▲区				#DIV/0!	
□□町▼▼区				#DIV/0!	

算定式 : 配点 × 最も安価な候補地の造成・用役整備費 ÷ 当該候補地の造成・用役整備費 = 得点

別紙2

各候補地の用地取得費の評価点算定（案）

候補地	配点	最も安価な候補地の 用地取得費 (千円)	当該候補地の用地取得費 (千円)	得点	備考
○○町△△区				#DIV/0!	
□□町▽▽区				#DIV/0!	
◇◇町◆◆区				#DIV/0!	
○○町▲▲区				#DIV/0!	
□□町▼▼区				#DIV/0!	

算定式 : 配点 × 最も安価な候補地の用地取得費 ÷ 当該候補地の用地取得費 = 得点

別紙3

各候補地の道路整備費の評価点算定（案）

候補地	配点	最も安価な候補地の 道路整備費 (千円)	当該候補地の道路整備費 (千円)	得点	備考
○○町△△区				#DIV/0!	
□□町▽▽区				#DIV/0!	
◇◇町◆◆区				#DIV/0!	
○○町▲▲区				#DIV/0!	
□□町▼▼区				#DIV/0!	

算定式 : 配点 × 最も安価な候補地の道路整備費 ÷ 当該候補地の道路整備費 = 得点

別紙4

各候補地の収集運搬効率の評価点算定（案）

候補地	配点	最も値が小さい候補地の値	当該候補地の値	得点	備考
○○町△△区				#DIV/0!	
□□町▽▽区				#DIV/0!	
◇◇町◆◆区				#DIV/0!	
○○町▲▲区				#DIV/0!	
□□町▼▼区				#DIV/0!	

算定式 : 配点 × 最も値が小さい候補地の値 ÷ 当該候補地の値 = 得点

別紙5

各候補地の土地所有者数の評価点算定（案）

候補地	配点	最も少ない候補地の 土地所有者数 (人)	当該候補地の土地所有者数 (人)	得点	備考
○○町△△区				#DIV/0!	
□□町▽▽区				#DIV/0!	
◇◇町◆◆区				#DIV/0!	
○○町▲▲区				#DIV/0!	
□□町▼▼区				#DIV/0!	

算定式 : 配点 × 最も値が少ない候補地の土地所有者数 ÷ 当該候補地の土地所有者数 = 得点